

特別養護老人ホーム

# 松川荘



基本理念

やさしく笑顔で寄り添います。

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

## 運営主体



特別養護老人ホーム松川荘は、社会福祉法人松川町社会福祉協議会が運営を行っています。

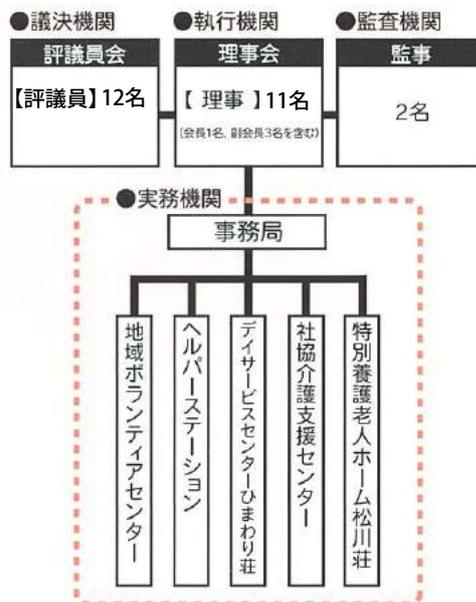
### ◆社会福祉協議会（社協）とは？

社会福祉協議会は、社会福祉事業法（昭和26年制定）を改正した「社会福祉法」（平成12年6月施行）に基づき、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人です。（役場の一部ではなく、民間の団体です）社会福祉協議会を略して「社協」と呼んでいます。

松川町社会福祉協議会は、松川町福祉を考える会（ボランティア団体・福祉関係団体等によって組織された住民による自主的な団体）の活動を原動力に、平成元年に設立されました。以来、地域福祉の中核として、誰もが安心して暮らすことができる地域のために、住民の皆様と共に各種福祉事業を展開しています。

### 社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

#### 組織図



## 事業案内

### (1) 介護福祉施設サービス（利用定員 50名）

要介護者に対し、その方の望む生活と自立支援を基本に作成した施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をを行います。

#### 利用できる方

原則として要介護3～要介護5の方

#### 入所申し込み

お住まいの市町村窓口で施設入所希望の申請をお願いします。入所調整は南信州広域連合が行います。

#### 利用料

要介護度、所得、預貯金等に応じて異なります。詳細につきましては、上記の入所申し込み先か、松川荘までお問い合わせください。

### (2) 短期入所生活介護（利用定員 8名）

要介護、又は要支援認定者のご家族が一時的に介護ができなくなった場合に、専門の知識・技術を備えた施設の職員が、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のお世話や機能訓練等を行います。

#### 利用できる方

要支援1・要支援2、要介護1～要介護5の方

#### 利用申し込み

担当のケアマネジャーへご相談・お申し込みをお願いします。

#### 利用料

要介護度、所得、預貯金等に応じて異なります。詳細につきましては、担当のケアマネジャーか、松川荘までお問い合わせください。

# 施設概要



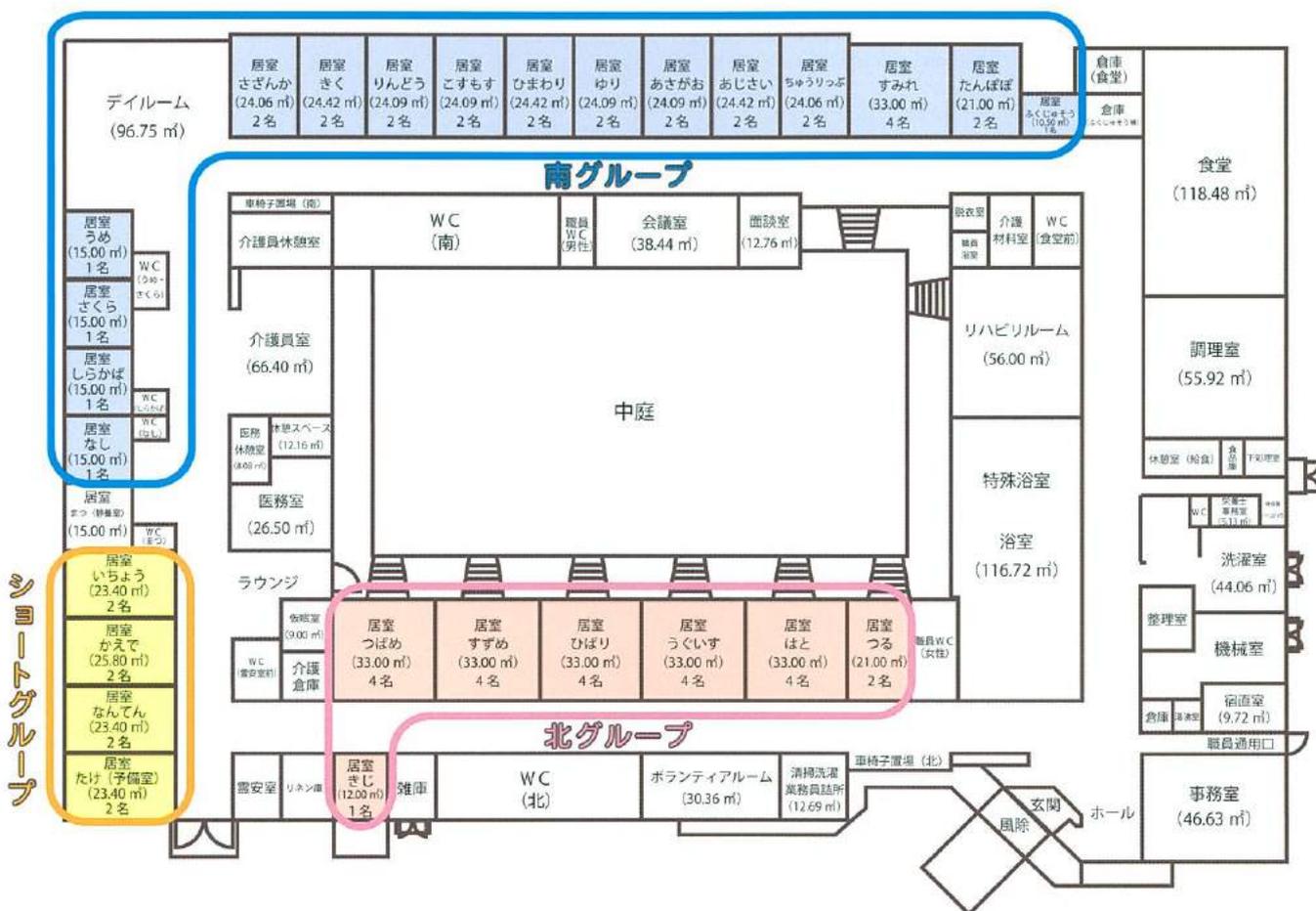
居室（東棟）



特殊浴槽



廊下（南棟）



東棟



中庭



ダイルーム

- 施設の規模 敷地面積 5,393 m<sup>2</sup> 建物面積 2,330.63 m<sup>2</sup>
- 居室 1人用居室… 6室 2人用居室… 15室 4人用居室… 6室



毎日は、  
利用者様の笑顔と共に



### グループケアによるきめ細やかなケア

心身の状態と介護保険のサービス種類（介護福祉施設サービス、短期入所生活介護）によって、生活空間や日課を3つにグループ化。

家庭的な雰囲気の中、グループごとに配置された顔なじみの職員が、きめ細やかなケアを提供します。



### 毎月開催される楽しい行事



毎日のレクリエーションや趣味活動の他、地域の皆さんやボランティアの皆さんが参加しての楽しい行事が毎月企画されます。



ふれあい広場ステージ発表



誕生会



敬老祝賀会



コンサート



## 毎日の楽しみ、食事

心身の状態に応じた栄養管理のもとで、手作りにこだわった四季折々の旬の味をお楽しみいただいています。季節の行事に応じた行事食もご好評いただいています。

キザミ食、ソフト食、ペースト食などの食形態にも対応しています。



## いつまでも健康で 自分らしく 生活するために

柔道整復師によるリハビリや、音楽療法士による音楽療法セッションを取り入れ、心身の機能の維持向上を図っています。



## 地域に開かれた施設



ボランティアの受け入れ、地域の皆さんが参加しての行事の企画、保育園児との交流、小・中・高校の職場体験の受け入れ等を積極的に行い、地域に開かれた環境づくりを進めています。



## 安心の医療連携



わずか400mの距離にある下伊那赤十字病院が、協力病院として利用者様の健康をサポート。毎週、内科医師による回診が行われます。

もしもの入院の際も、施設と病院のスムーズな連携のもとで安心して医療が受けられます。



利用者様より: 職員の皆さんはみんな優しくしてくれるに。ここはいいとこだに。 / 利用者様より: ご飯がおいしいに。毎日楽しみな。 / 利用者様より: 行事がたくさんあって楽しいに。 / ご家族より: 安心しておまかせしています。 / ご家族より: 笑顔で明るく接していただき感謝しています。 / ご家族より: 松川荘へ来て母が元気になりました。いつも楽しそうにしていってうれしいです。

# 沿革

昭和49年	4月1日	飯伊特別養護老人ホーム・伝染病組合設立
昭和55年	11月17日	松川荘建設工事着工
昭和56年	5月15日	松川荘建設工事竣工
昭和56年	6月1日	事業開始 入所定員50名
平成6年	4月1日	飯伊広域行政組合発足 (1市・3町・14村・6一部事務組合)
平成11年	4月1日	南信州広域連合設立
平成13年	6月21日	大規模改修・増築工事着工
平成14年	3月10日	大規模改修・増築工事竣工 総工事費 293,738千円
		短期入所生活介護の入所定員を8名に増加
平成16年	4月1日	南信州広域連合が特養の管理運営を民間にシフトするため、指定管理者制度を導入。松川町が松川荘の指定管理者となる
平成17年	4月1日	社会福祉法人松川町社会福祉協議会が松川荘の指定管理者となる
平成21年	12月15日	スプリンクラーの設置、ソーラーシステムの修繕工事着工
平成22年	3月31日	スプリンクラーの設置、ソーラーシステムの修繕工事竣工 総工事費 26,040千円

# 交通アクセス

○中央自動車道松川ICより車で10分 ○J R伊那大島駅より徒歩15分



社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

## 特別養護老人ホーム 松川荘



〒399-3303  
 長野県下伊那郡松川町元大島2965-1  
 TEL (0265)36-5200 FAX (0265)36-6221  
 E-mail (代表) tokuyo-msya@ch-you.ne.jp



特別養護老人ホーム松川荘 利用料一覧表(令和6年度 介護報酬改定)

介護保険事業所番号:2072501402

1-2、個室利用の場合

※令和6年8月1日～

(1)基本料金

単位:円

要介護度	①				利用者負担段階	日額			月額	
	介護福祉施設サービス費(I)	日常生活継続支援加算(I)	看護体制加算(I)イ (II)イ	夜勤職員配置加算(III)イ		食費	居住費個室	利用料(1日) (①+②+③)	科学的介護推進体制加算(月)	利用料(30日) (④×30+⑤)
要介護1	589	36	19	28	第1段階	300	380	1,352	40	40,600
					第2段階	390	480	1,542		46,300
					第3段階①	650	880	2,202		66,100
					第3段階②	1,360	880	2,912		87,400
					第4段階	1,445	1,231	3,348		100,480
要介護2	659	36	19	28	第1段階	300	380	1,422	40	42,700
					第2段階	390	480	1,612		48,400
					第3段階①	650	880	2,272		68,200
					第3段階②	1,360	880	2,982		89,500
					第4段階	1,445	1,231	3,418		102,580
要介護3	732	36	19	28	第1段階	300	380	1,495	40	44,890
					第2段階	390	480	1,685		50,590
					第3段階①	650	880	2,345		70,390
					第3段階②	1,360	880	3,055		91,690
					第4段階	1,445	1,231	3,491		104,770
要介護4	802	36	19	28	第1段階	300	380	1,565	40	46,990
					第2段階	390	480	1,755		52,690
					第3段階①	650	880	2,415		72,490
					第3段階②	1,360	880	3,125		93,790
					第4段階	1,445	1,231	3,561		106,870
要介護5	871	36	19	28	第1段階	300	380	1,634	40	49,060
					第2段階	390	480	1,824		54,760
					第3段階①	650	880	2,484		74,560
					第3段階②	1,360	880	3,194		95,860
					第4段階	1,445	1,231	3,630		108,940

(2)利用状況に応じて加算される料金

外泊時費用	246円/日
初期加算	30円/日
安全対策体制加算	20円/回
療養食加算	6円/回
看取り介護加算	死亡日45日前～31日前 72円
	死亡日以前4日以上 30日以下144円/日
	死亡日前日及び 前々日680円/日
死亡日1,280円/日	
若年性認知症入所者受入加算	120円/日

介護職員等処遇改善加算(I)について  
サービス別の基本料金(介護保険に係る料金)に  
各種加算減算を加えた1月あたりの総額に14.0%  
を乗じた金額が加算されます。

【利用者負担段階の説明】

区分	対象者	
	資産要件(預貯金等)	
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1650万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が、80万円越え120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が、120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1500万円以下
第4段階	・上記以外の方[課税世帯]	減額対象無し

●遺族年金及び障害年金等の非課税年金も収入に含まれます。

【自己負担割合について】

●平成30年8月1日から、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上で463万円以上の場合は、ピンクの網掛け部分の金額が3倍となります。《自己負担額が2割負担から3割負担へ

(3)その他利用料金

金銭管理費	500円/月
エンゼル処置代	5,000円(終末時)
理美容代	実費
医療費	実費
税金	実費
その他特別な食費や、日用品、衣料品等、個人で購入したもの	実費

特別養護老人ホーム松川荘 利用料一覧表(令和6年度 介護報酬改定)

2-2、多床室(2~4人部屋)利用の場合

介護保険事業所番号: 2072501402

※令和6年8月1日~

(1)基本料金

単位:円

要介護度	①				利用者負担段階	日額			月額	
	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅰ)イ(Ⅱ)イ	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ		② 食費	③ 居住費多床室	④ 利用料(1日)(①+②+③)	⑤ 科学的介護推進体制加算(月)	利用料月額(30日)(④×30+⑤)
要介護1	589	36	19	28	第1段階	300	0	972	40	29,200
					第2段階	390	430	1,492		44,800
					第3段階①	650	430	1,752		52,600
					第3段階②	1,360	430	2,462		73,900
要介護2	659	36	19	28	第4段階	1,445	915	3,032	40	91,000
					第1段階	300	0	1,042		31,300
					第2段階	390	430	1,562		46,900
					第3段階①	650	430	1,822		54,700
要介護3	732	36	19	28	第3段階②	1,360	430	2,532	40	76,000
					第4段階	1,445	915	3,102		93,100
					第1段階	300	0	1,115		33,490
					第2段階	390	430	1,635		49,090
要介護4	802	36	19	28	第3段階①	650	430	1,895	40	56,890
					第3段階②	1,360	430	2,605		78,190
					第4段階	1,445	915	3,175		95,290
					第1段階	300	0	1,185		35,590
要介護5	871	36	19	28	第2段階	390	430	1,705	40	51,190
					第3段階①	650	430	1,965		58,990
					第3段階②	1,360	430	2,675		80,290
					第4段階	1,445	915	3,245		97,390
					第1段階	300	0	1,254	40	37,660
					第2段階	390	430	1,774		53,260
					第3段階①	650	430	2,034		61,060
					第3段階②	1,360	430	2,744		82,360
					第4段階	1,445	915	3,314		99,460

(2)利用状況に応じて加算される料金

【利用者負担段階の説明】

外泊時費用	246円/日
初期加算	30円/日
安全対策体制加算	20円/回
療養食加算	6円/回
若年性認知症入所者受入加算	120円/日
看取り介護加算	死亡日45日前~31日前 72円
	死亡日以前4日以上 30日以下144円/日
	死亡日前日及び 前々日680円/日
	死亡日1,280円/日

区分	対象者	
	資産要件(預貯金等)	
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1650万円以下
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が80万円越え120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1500万円以下
第4段階	・上記以外の方[課税世帯]	減額対象無し

●遺族年金及び障害年金等の非課税年金も収入に含まれます。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)について  
サービス別の基本料金(介護保険に係る料金)に各種加算減算を加えた1月あたりの総額に14.0%を乗じた金額が加算されます。

【自己負担割合について】

●平成30年8月1日から、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上で463万円以上の場合は、ピンクの網掛け部分の金額が3倍となります。《自己負担額が2割負担から3割負担へ変更となるため》

(3)その他利用料金

金銭管理費	500円/月
エンゼル処置代	5,000円(終末時)
理美容代	実費
医療費	実費
税金	実費
その他特別な食費や、日用品、衣料品等、個人で購入したもの	実費

特別養護老人ホーム松川荘 利用料一覧表（令和6年度 介護報酬改定）

短期入所生活介護  
※令和6年4月1日～

介護保険事業所番号:2072501105

(1)基本料金

単位:円

要介護度	併設型 介護予防短期入 所生活介護費 (Ⅱ)	サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)イ	利用者 負担 段階	食費日額 (負担限度額)	居住費 多床室 日額 (居住費は8月より 変わります)	利用料 日額合計
要支援1	451	22	第1段階	300	0	773
			第2段階	600	430	1,503
			第3段階①	1,000	430	1,903
			第3段階②	1,300	430	2,203
			第4段階	1,445	915	2,833
要支援2	561	22	第1段階	300	0	883
			第2段階	600	430	1,613
			第3段階①	1,000	430	2,013
			第3段階②	1,300	430	2,313
			第4段階	1,445	915	2,943

要介護度	併設型 短期入所生活 介護費(Ⅱ)	夜勤職員配 置加算(Ⅲ)	サービス提 供体制強化 加算(Ⅰ)イ	利用者 負担 段階	食費日額 (負担限度額)	居住費 多床室 日額	利用料 日額合計
要介護1	603	15	22	第1段階	300	0	940
				第2段階	600	430	1,670
				第3段階①	1,000	430	2,070
				第3段階②	1,300	430	2,370
				第4段階	1,445	915	3,000
要介護2	672	15	22	第1段階	300	0	1,009
				第2段階	600	430	1,739
				第3段階①	1,000	430	2,139
				第3段階②	1,300	430	2,439
				第4段階	1,445	915	3,069
要介護3	745	15	22	第1段階	300	0	1,082
				第2段階	600	430	1,812
				第3段階①	1,000	430	2,212
				第3段階②	1,300	430	2,512
				第4段階	1,445	915	3,142
要介護4	815	15	22	第1段階	300	0	1,152
				第2段階	600	430	1,882
				第3段階①	1,000	430	2,282
				第3段階②	1,300	430	2,582
				第4段階	1,445	915	3,212
要介護5	884	15	22	第1段階	300	0	1,221
				第2段階	600	430	1,951
				第3段階①	1,000	430	2,351
				第3段階②	1,300	430	2,651
				第4段階	1,445	915	3,281

(2)利用状況に応じて加算される料金

送迎加算	184円/回
若年性認知症利用者受入加算	120円/日
緊急短期入所受入加算	90円/日

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)についてサービス別の基本料金(介護保険に係る料金)に各種加算減算を加えた1月あたりの総額に14.0%を乗じた金額が加算されます。

【利用者負担段階の説明】

区分	対象者	
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	資産要件(預貯金等)
		単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1650万円以下
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が80万円越え120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1500万円以下
第4段階	・上記以外の方〔課税世帯〕	減額対象無し

●遺族年金及び障害年金等の非課税年金も収入に含まれます。

【自己負担割合について】

●平成30年8月1日から、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上で463万円以上の場合は、ピンクの網掛け部分の金額が3倍となります。《自己負担額が2割負担から3割負担へ変更となるため》

(3)その他利用料金

理美容代	実費
医療費	実費
その他特別な食費や、日用品、衣料品等、個人で購入したもの	実費